

国の債権に係る情報の公表

総務省 (一般会計)

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	令和元年度										令和2年度										令和3年度									
	管理対象債権額					消滅額					管理対象債権額					消滅額					管理対象債権額					消滅額				
	前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分			前年度以前発生分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分							
							うち 不納欠 損額							うち 不納欠 損額									うち 不納欠 損額							
合計	77,964	4,241	73,723	-		73,380	3,589	59	69,790	0	80,127	4,592	75,535	75,482	3,952	9	71,530	0	112,722	4,648	108,073	108,018	4,037	22	103,981	0				
備考	主な管理対象債権額 電波利用料債権:73,043 返納金債権:2,277					主な消滅額 電波利用料債権:69,103 返納金債権:1,987					主な管理対象債権額 電波利用料債権:76,051 返納金債権:1,813					主な消滅額 電波利用料債権:72,049 返納金債権:1,536					主な管理対象債権額 電波利用料債権:78,900 返納金債権:24,235					主な消滅額 電波利用料債権:74,809 返納金債権:23,988				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

債権の種類	元年度末現在額										令和2年度末現在額										令和3年度末現在額									
	一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分	
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分			合計			本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分			合計			本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分			合計			本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額
(部)雑収入	4,584	3,920	11	374	277	4,295	289	-	-	4,644	3,988	16	388	250	4,377	267	-	-	4,703	4,073	18	381	229	4,455	247	-	-			
(款)国有財産利用収入	0	-	-	0	-	0	-	-	-	11	-	11	0	-	0	11	-	-	11	-	11	0	-	0	11	-	-			
(項)国有財産貸付収入																														
(目)物件使用料債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-	11	-	11	0	-	0	11	-	-	11	-	11	0	-	0	11	-	-			
(項)利子収入																														
(目)利息債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-				
(款)諸収入	4,583	3,920	11	373	277	4,294	289	-	-	4,632	3,988	5	388	250	4,376	255	-	-	4,691	4,073	6	381	229	4,454	236	-	-			
(項)弁償及返納金	539	3	1	306	227	309	229	-	-	526	4	0	320	201	324	202	-	-	495	0	0	313	180	314	180	-	-			
(目)返納金債権	290	3	1	155	129	158	131	-	-	277	4	0	158	113	163	114	-	-	246	0	0	152	92	153	92	-	-			
(目)損害賠償金債権	249	-	-	151	98	151	98	-	-	249	-	-	161	87	161	87	-	-	249	-	-	161	87	161	87	-	-			
(項)電波利用料収入																														
(目)電波利用料債権	3,940	3,917	8	14	-	3,932	8	-	-	4,002	3,984	3	14	-	3,999	3	-	-	4,091	4,072	5	13	-	4,086	5	-	-			
(項)雑入																														
(目)延滞金債権	103	0	1	52	49	52	51	-	-	103	-	1	53	49	53	50	-	-	104	-	1	53	49	53	51	-	-			
合計	4,584	3,920	11	374	277	4,295	289	-	-	4,644	3,988	16	388	250	4,377	267	-	-	4,703	4,073	18	381	229	4,455	247	-	-			

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

総務省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	4,720	13,821	4,720	13,821	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	4	4	48	8,216	52	8,220	(目) 返納金債権 8,157 (目) 電波利用料債権 63
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	3	4	6	58	9	62	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	1	0	42	8,157	43	8,157	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和2年度

不納欠損額の内訳

総務省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	5,031	7,679	5,031	7,679	(目) 返納金債権 4,339 (目) 電波利用料債権 3,340
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	3	21	35	1,870	38	1,892	(目) 返納金債権 1,546 (目) 電波利用料債権 254
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	3	21	35	1,870	38	1,892	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和元年度

不納欠損額の内訳

総務省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	5,575	58,500	5,575	58,500	(目) 返納金債権 55,373 (目) 電波利用料債権 3,126
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	1	0	20	977	21	977	(目) 返納金債権 758 (目) 延滞金債権 159
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	1	0	20	977	21	977	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	